

# 資料

平成21年3月13日

金融庁

# 目次

○ 「協同組織形態の金融機関のあり方について」（平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告）「第1章 協同組織金融機関の基本的あり方」の主なポイント	2
○ 規模別企業数の推移	4
○ 倒産件数と負債総額の推移	5
○ 地域金融機関の計数等の比較	7
○ 信用金庫・信用組合の預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較と預証率の推移	9
○ 業態別中小企業向貸出残高	10
○ 信用金庫の業種別貸出金残高シェア	11
○ 信用組合の業種別貸出金残高シェア	12
○ 中小企業への融資姿勢に対する評価（業態別）	13
○ 地域金融機関に期待する役割の具体的な内容	14
○ 直近1年間で零細企業主が利用した借入期間別の資金調達先（重複回答）	15
○ 金利帯別貸出残高の比較	16
○ 多重債務者に対する生活支援貸付の事例について	17
○ 業態別不良債権比率の推移	18
○ 信用金庫の不良債権処分量等の推移	19
○ 信用組合の不良債権処分量等の推移	20
○ 全国銀行の不良債権処分損等の推移	21
○ 金融機関のバランスシート（イメージ）	22
＜参考資料＞	
○ 「協同組織形態の金融機関のあり方について」（平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告）（抜粋）	23
○ 東京情報大学准教授 堂下 浩氏「貸金3法改正後の課題」	29

(注) 網掛けをしている資料は、前回の協金WG事務局資料のうち一部修正（データ（年度）追加）を行ったもの、又は、今回追加したもの。

# 「協同組織形態の金融機関のあり方について」 (平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告)

## 「第1章 協同組織金融機関の基本的あり方」の主なポイント

### 1. 中小企業、個人等に対する専門金融機関の必要性

- ・ 中小企業、個人等の主たる活動分野における協同組織金融機関の貸出は着実に増加するとともに、そのシェアも依然として高い水準にある  
→これらの分野における貸し手としての協同組織金融機関の重要性は引き続き大きい
- ・ 我が国経済の内需主導型成長への転換・定着が展望される中で、中小企業の重要性は一層増大。こうした中小企業にとって、経済の構造転換対応するための技術開発や設備投資の推進が課題
- ・ 個人の分野においても、住宅をはじめ、多様化する消費者のニーズに的確に対応し、豊かな国民生活の実現を図ることが課題  
→こうした状況から、中小企業、個人等の分野において円滑な資金の供給等多様な金融サービスの提供を確保することが引き続き重要
- ・ 上記のような事情に加え、下記のような点を踏まえると、中小企業、個人等の分野において十分な金融サービスを確保するため、これらの分野を専門とする金融機関の存在は今後とも必要
  - 中小企業、個人等の分野においては、貸付規模が比較的小口であること、及びリスク判断においても個別の事情を斟酌する必要があること等の理由から、円滑な金融を確保するため
  - 中小企業、個人等の分野は、取引先が多数にのぼることに加え、その金融ニーズも個々の事情に即し極めて多様
  - 金融情勢の如何に関わらず、中小企業、個人等に対する安定的な資金供給を確保する必要

## 2. 協同組織形態を採ることの意義

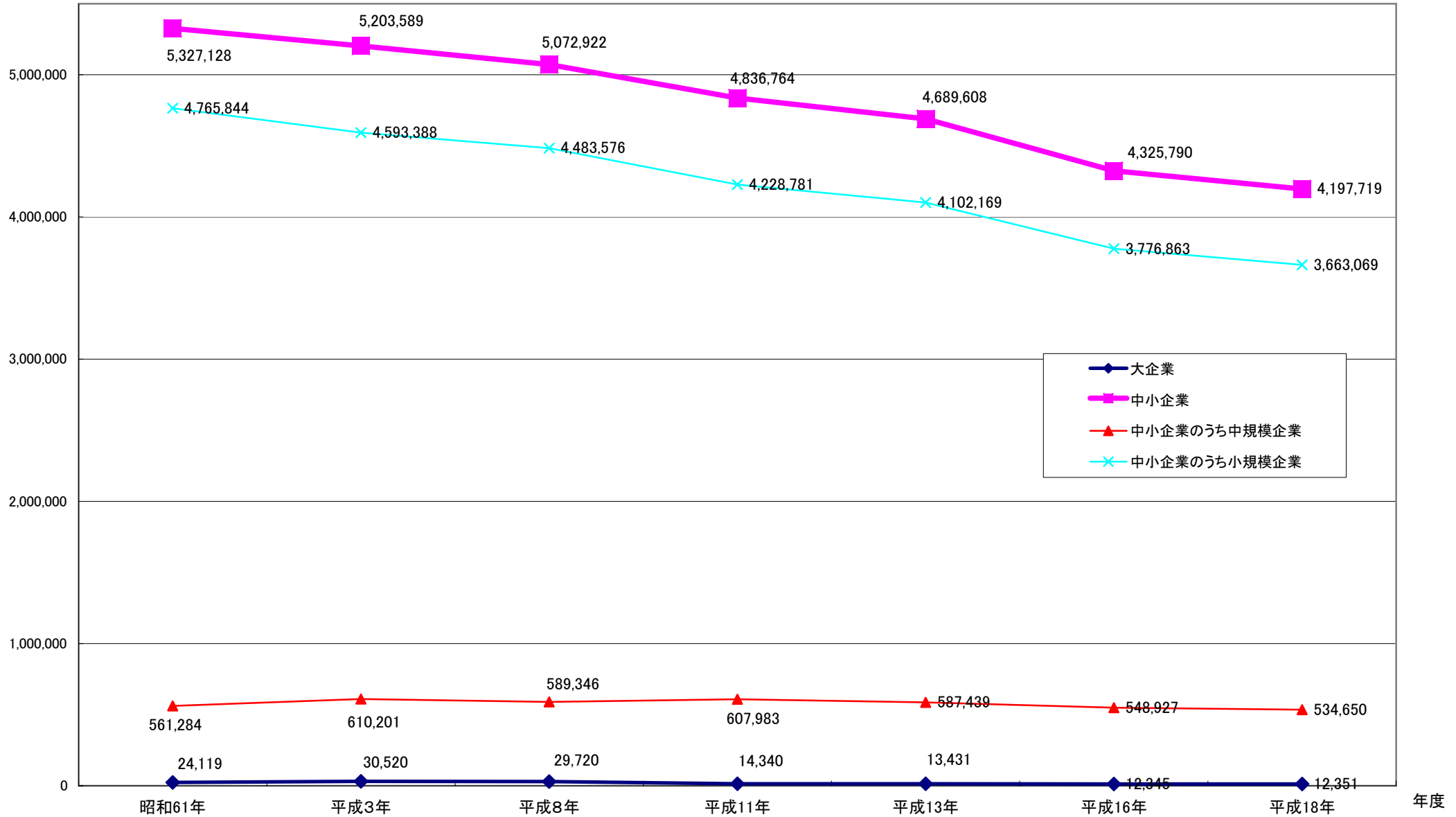
- ・利用者ニーズへの的確かつきめ細かな対応  
＜理由＞
  - －地縁・人縁を基盤としていることから、利用者である会員・組合員のニーズの把握が容易
  - －非営利の相互扶助組織であるため、業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮される
- ・長期的な観点に立った適切な金融仲介機能の発揮  
＜理由＞
  - －原則、借り手が会員又は組合員であり、貸し手である金融機関との間に強い密着性又は連帯が存在するため

## 3. 金融環境等の変化と協同組織金融機関のあり方

- ・協同組織形態を採っていることの特質を發揮し、預金、貸出業務に加え、情報提供や経営指導・相談業務等幅広いサービスの提供に努めることが肝要
- ・協同組織金融機関は、会員又は組合員となりうる者の地域的範囲を限定するため、「地区」を定めることとされており、その意味で、多かれ少なかれ、地域を基盤とする金融機関の性格を有している（中でも、信用金庫・地域信用組合は、その性格が強い）
- ・地域を基盤とする金融機関は、地域から資金を吸収し、それを地域に還元するという役割を担っており、地域経済の活性化・個性化が我が国の重要な課題とされる中、その役割は一層増大していくものと考えられる

企業数

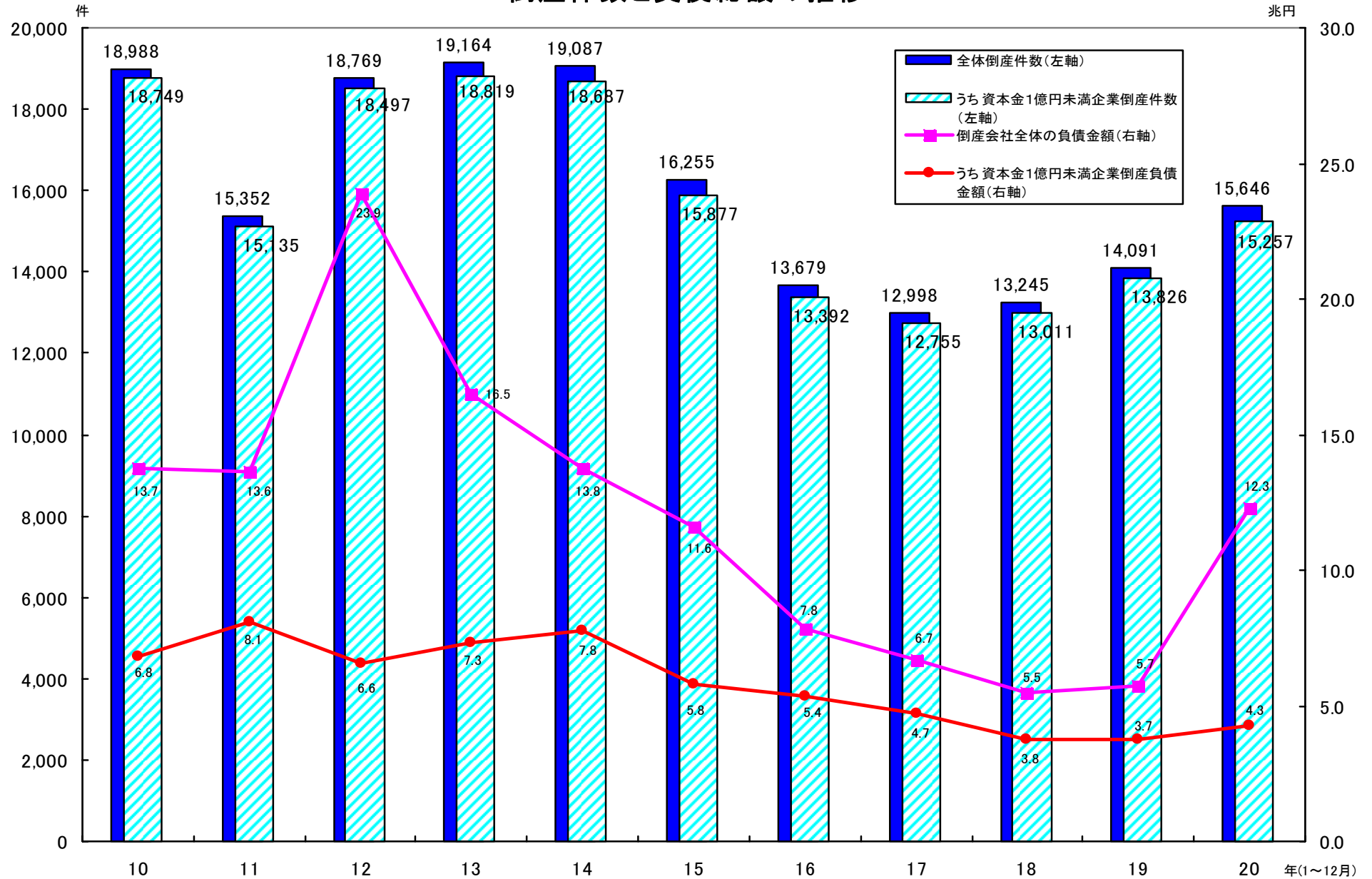
# 規模別企業数の推移



資料：総務省ホームページ「事業所・企業統計調査」再編加工。

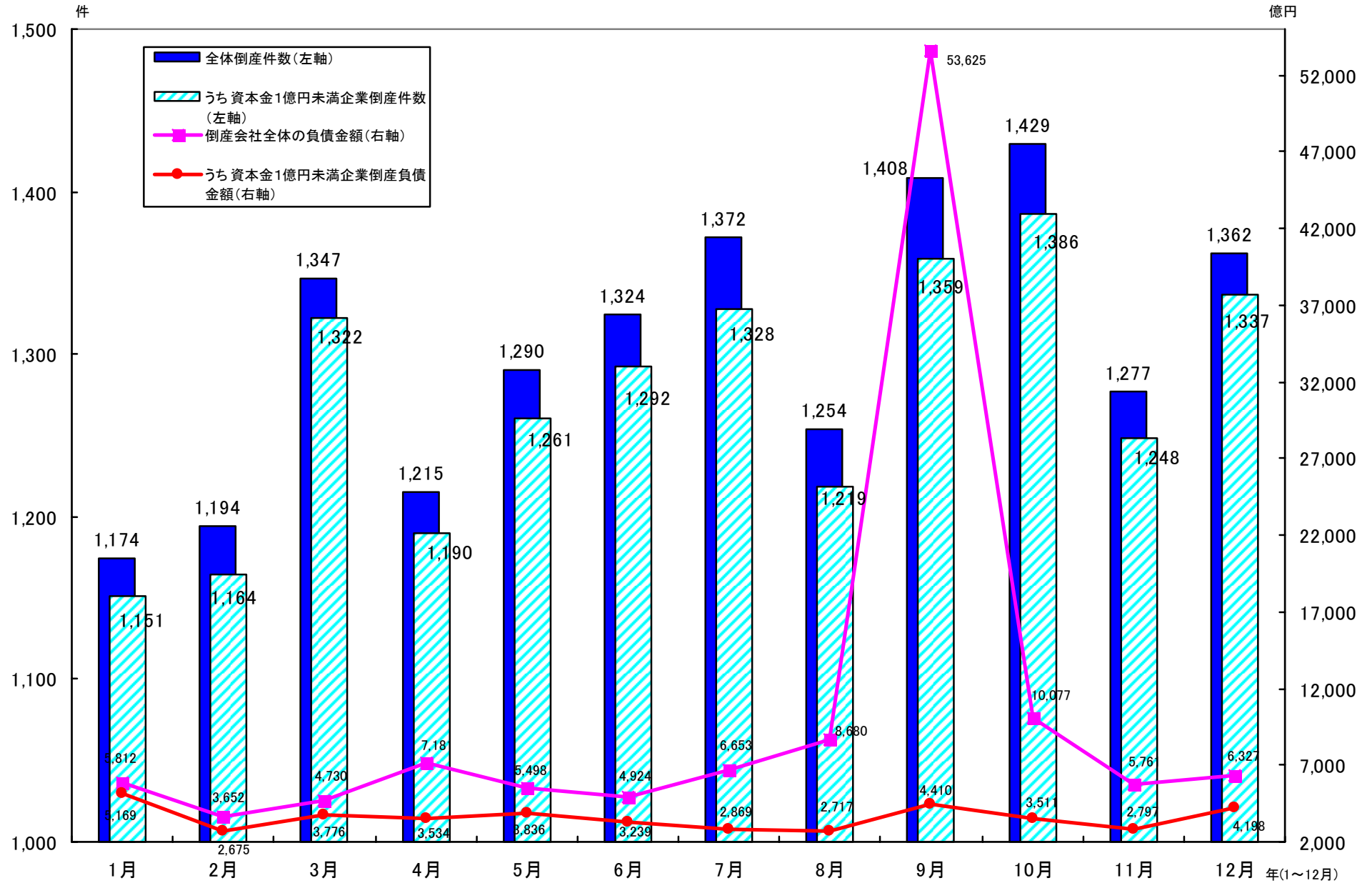
(注) 1. 昭和61年から平成3年までは「事業所統計調査」 2. 企業数=会社数+個人事業所 3. 1996年は、常用雇用者300人以下（卸売業は100人以下、小売業、飲食店、サービス業は50人以下）、資本金1億円以下（卸売業は3000万円以下、小売業、飲食店、サービス業は1000万円以下）の企業を中小企業とする。 4. 1999年以降は、中小企業基本法改正後の定義に基づき、常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5000万円以下）の企業を中小企業とする。 5. 小規模企業は中小企業のうち、常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の企業とする。 6. 中規模企業数=中小企業数-小規模企業数

# 倒産件数と負債総額の推移



資料：中小企業庁ホームページ（2008年版 中小企業白書）ほかより再編加工。  
 (注) 負債総額1,000万円以上の企業について集計。

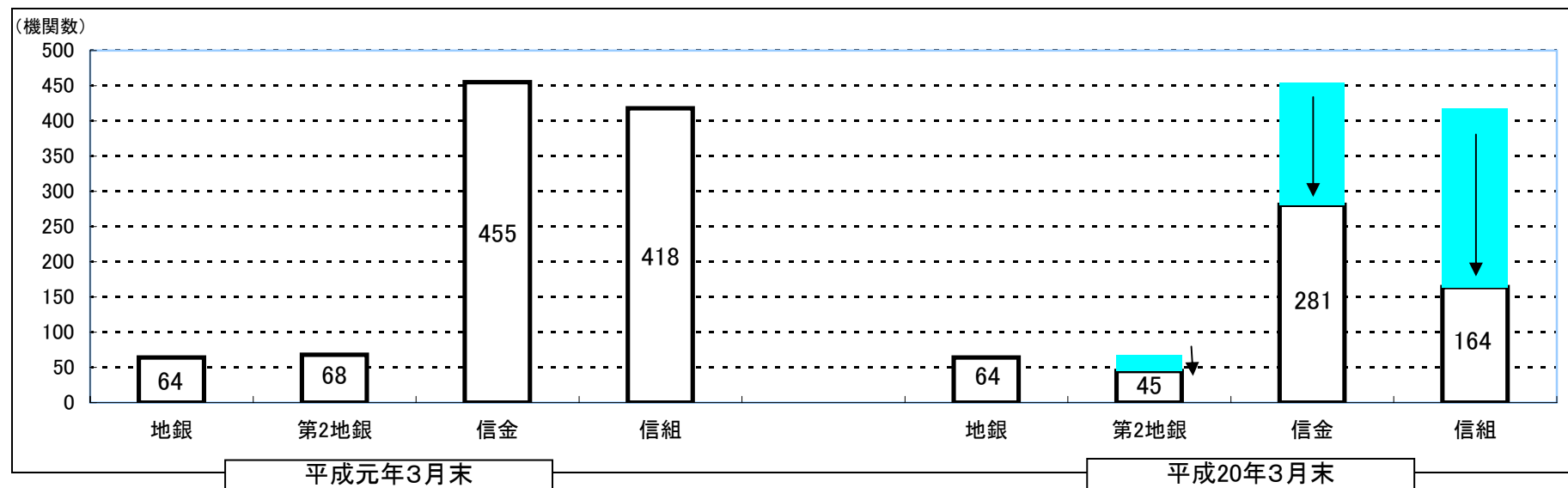
## 倒産件数と負債総額の推移(平成20年月別)



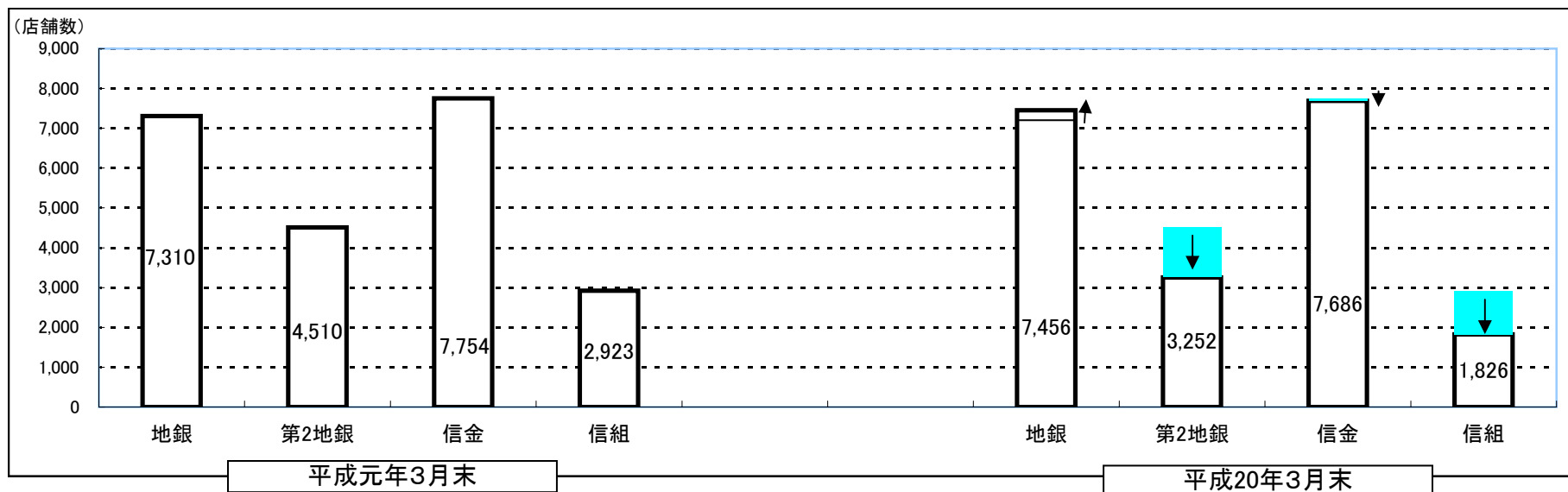
資料：中小企業庁ホームページ「調査統計－倒産の状況」より再編加工。  
 (注) 負債総額1,000万円以上の企業について集計。

# 地域金融機関の計数等の比較

## 1. 金融機関数

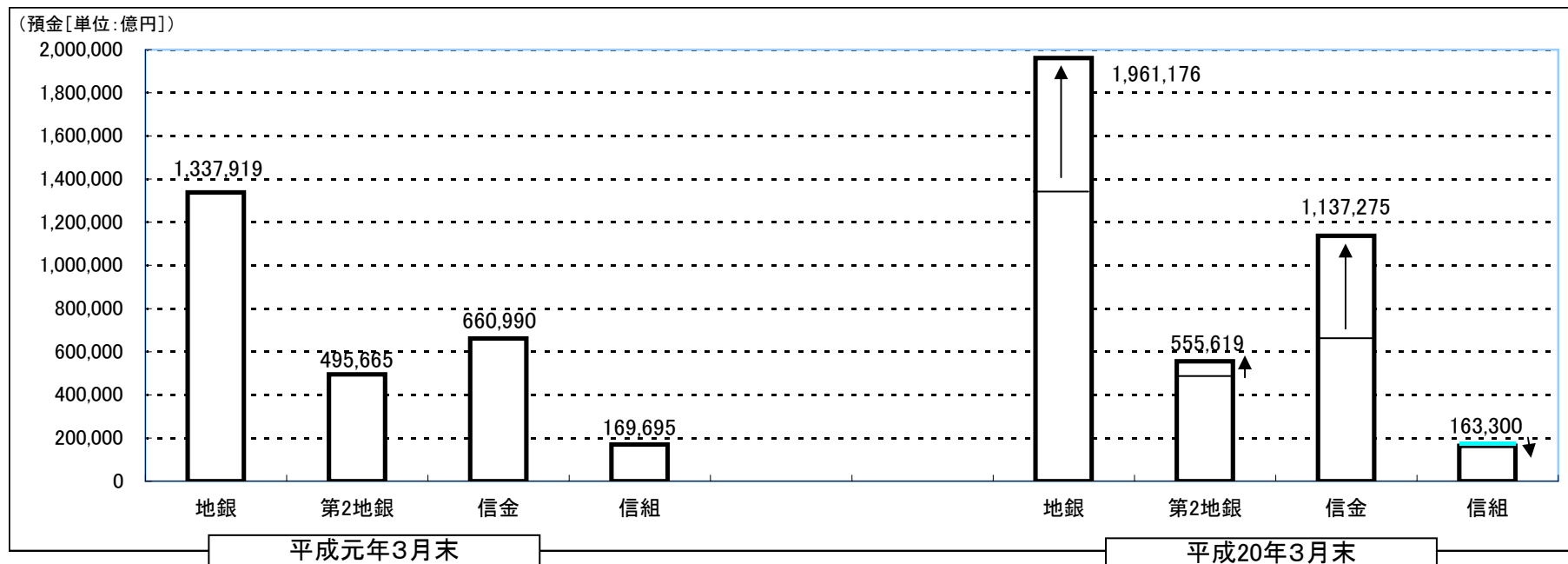


## 2. 店舗数

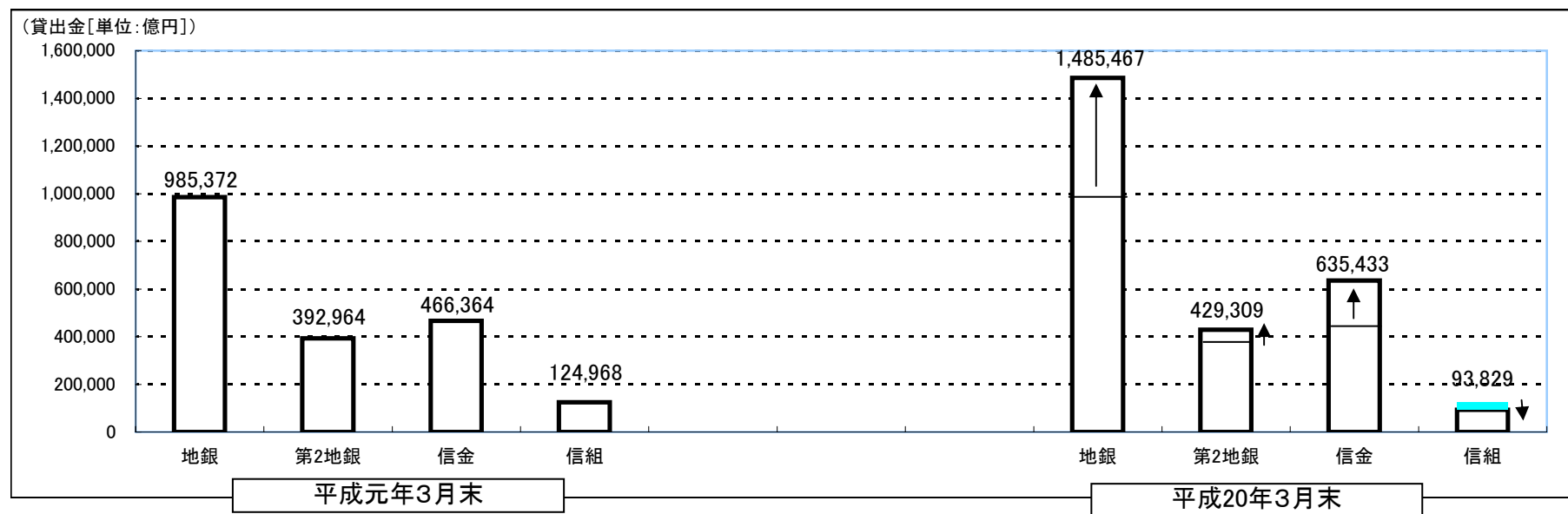




### 3. 預金



### 4. 貸出金

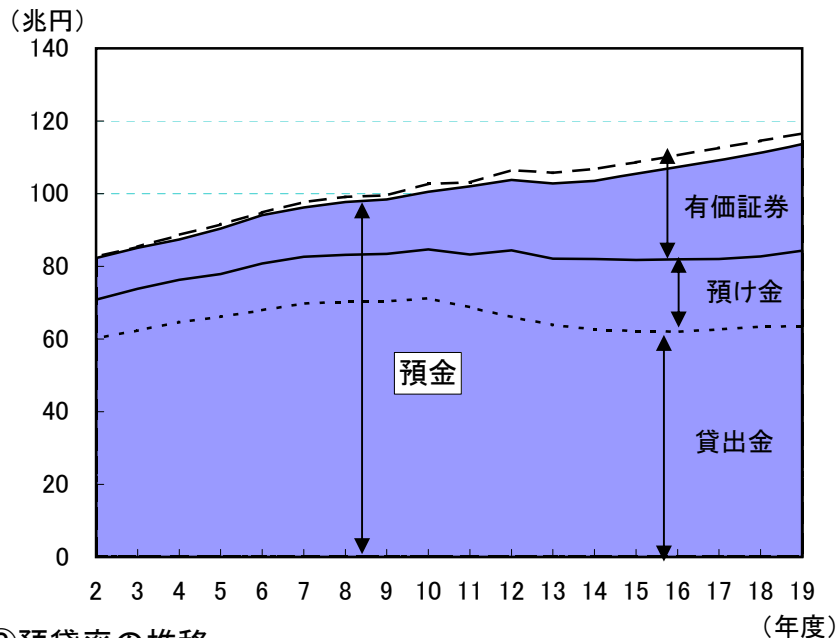


(注) 上記1.～4.の平成20年3月末のグラフでは、平成元年3月末と比較した表示をしている。  
 平成元年3月末と比較して増加した場合：平成20年3月末の棒グラフの内側に、平成元年3月末の数値線を引いている。  
 平成元年3月末と比較して減少した場合：平成20年3月末の棒グラフ外(上)に、減少部分について網掛け表示している。

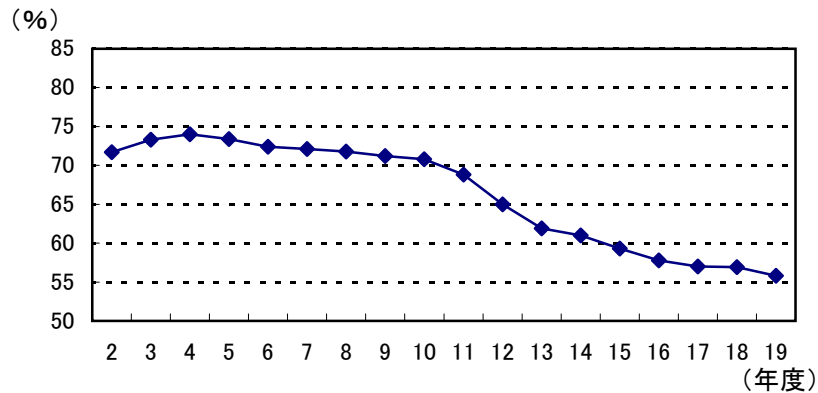
# 信用金庫・信用組合の預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較と預貸率の推移

## 信用金庫

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較

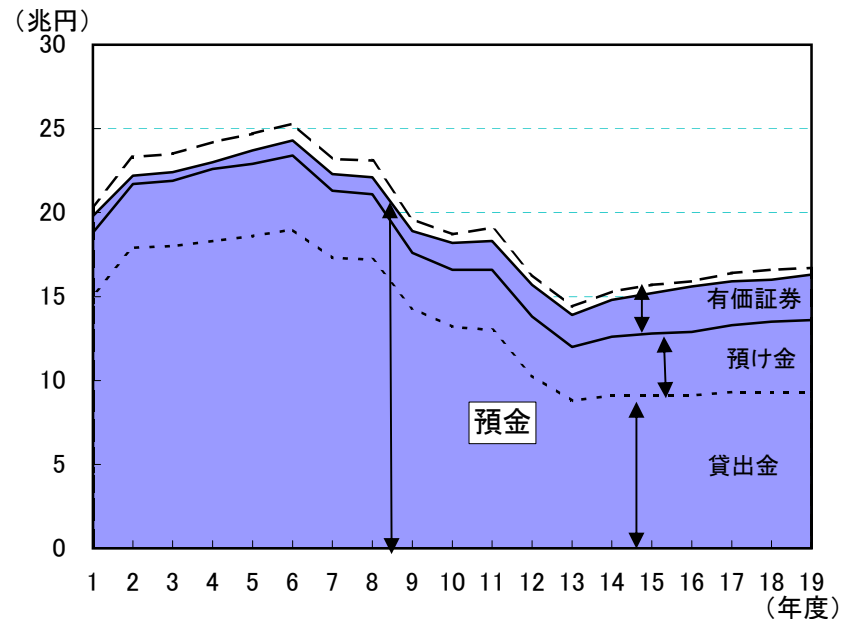


②預貸率の推移

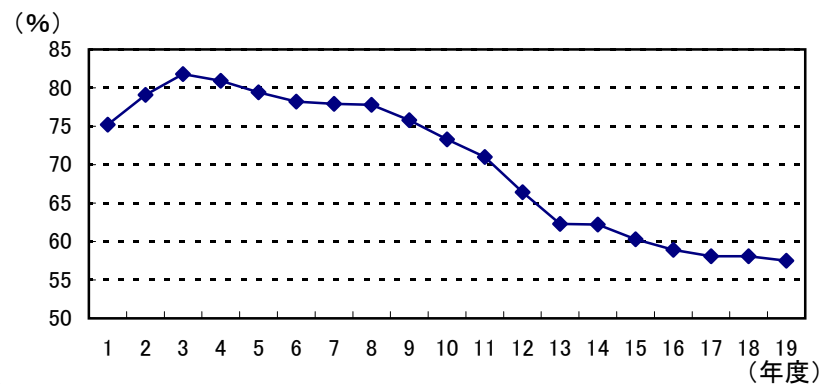


## 信用組合

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較



②預貸率の推移



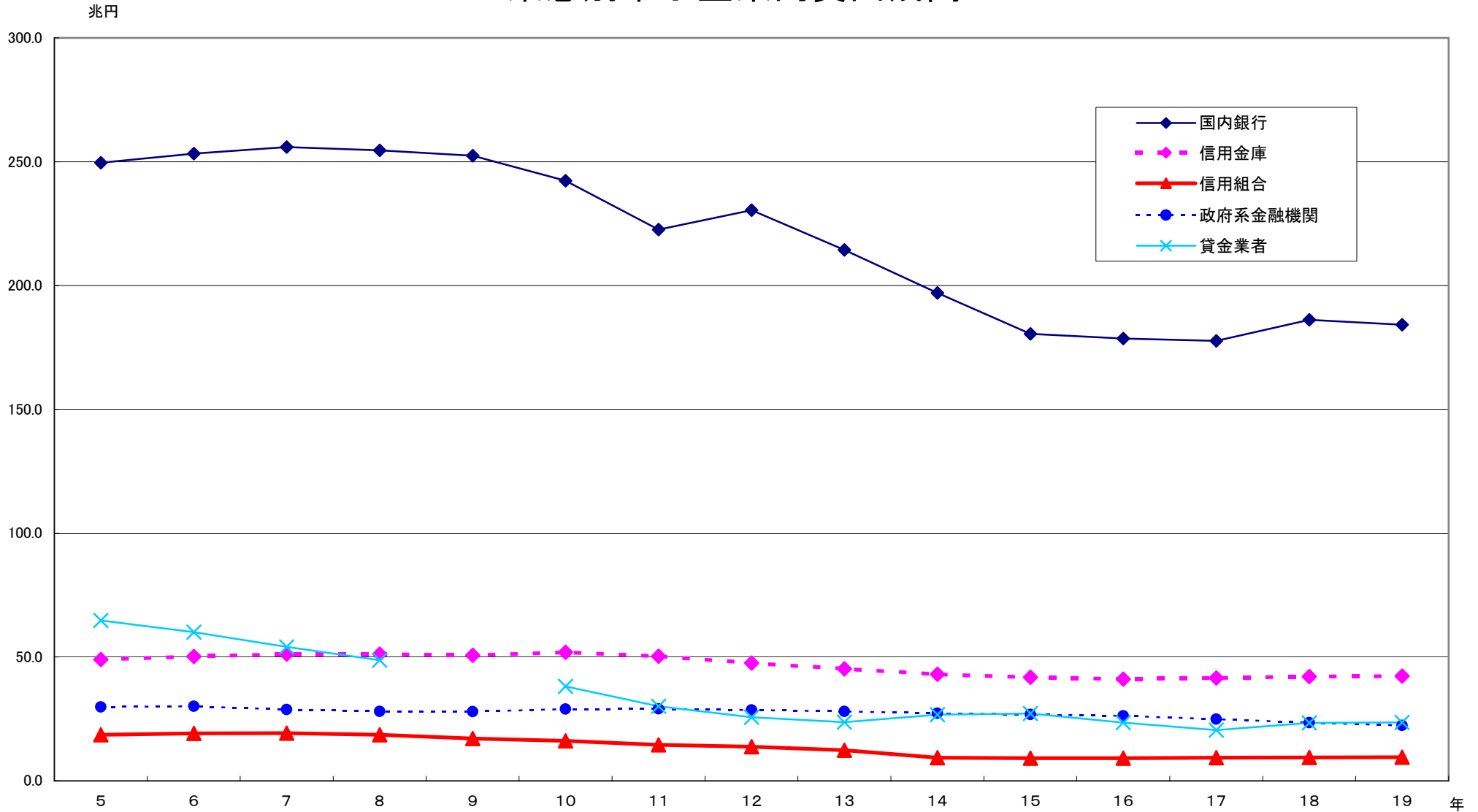
(注) 各業態の①表における各数値の表示方法は以下の通り。

- ・預金：網掛け部分（アウトラインは実線）の量、
- ・貸出金：0兆円から点線（-----）までの量、
- ・預け金：点線（-----）から実線までの量、有価証券：実線から点線（-----）までの量

※各表における矢印は、上記の表示方法の見方を例示したものである。

(備考) 「全国信用金庫概況」等の各種資料をもとに作成。

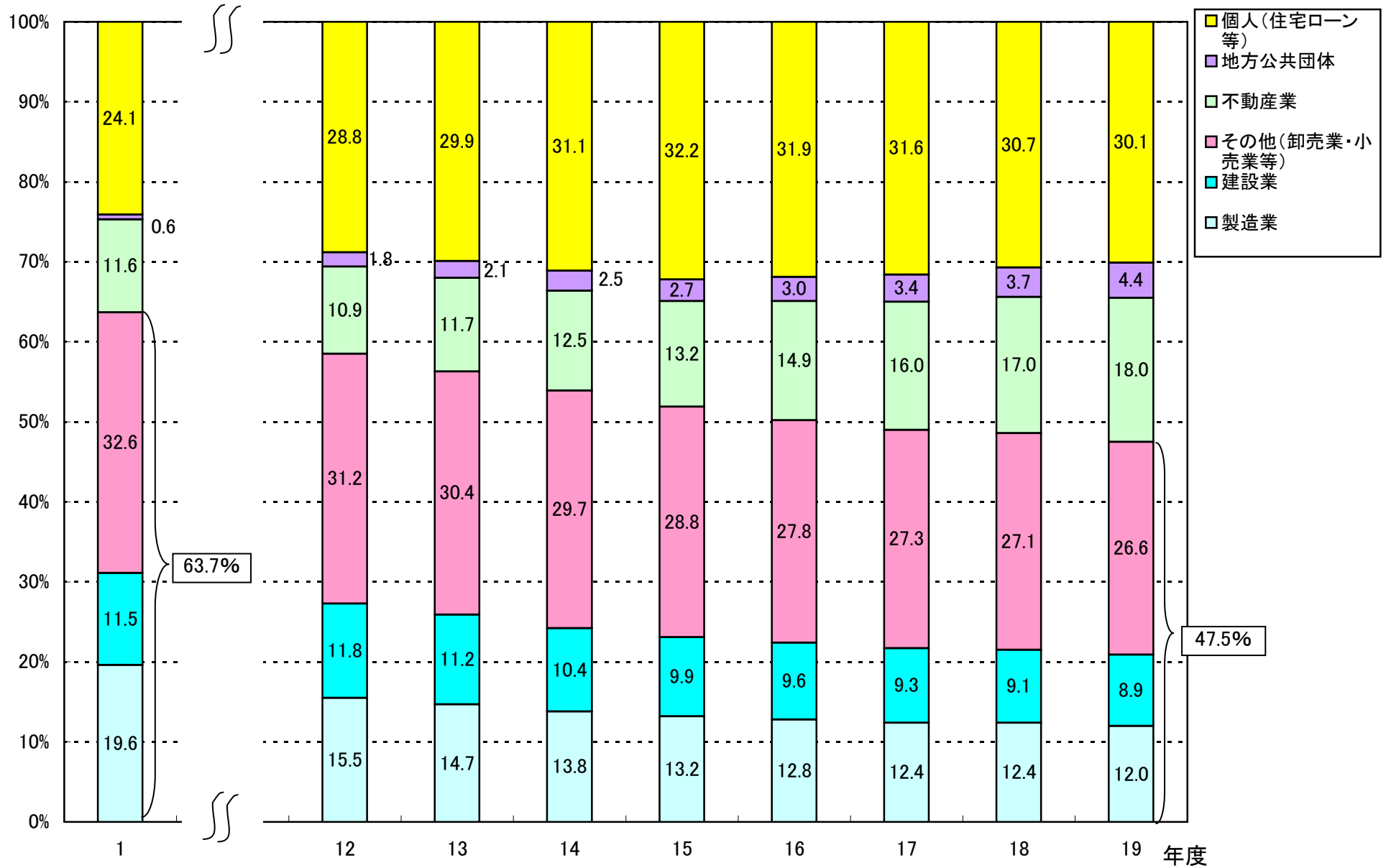
# 業態別中小企業向貸出残高



資料：中小企業庁ホームページ「2008年版中小企業白書－金融機関別中小企業向け貸出残高」ほかを再編加工。

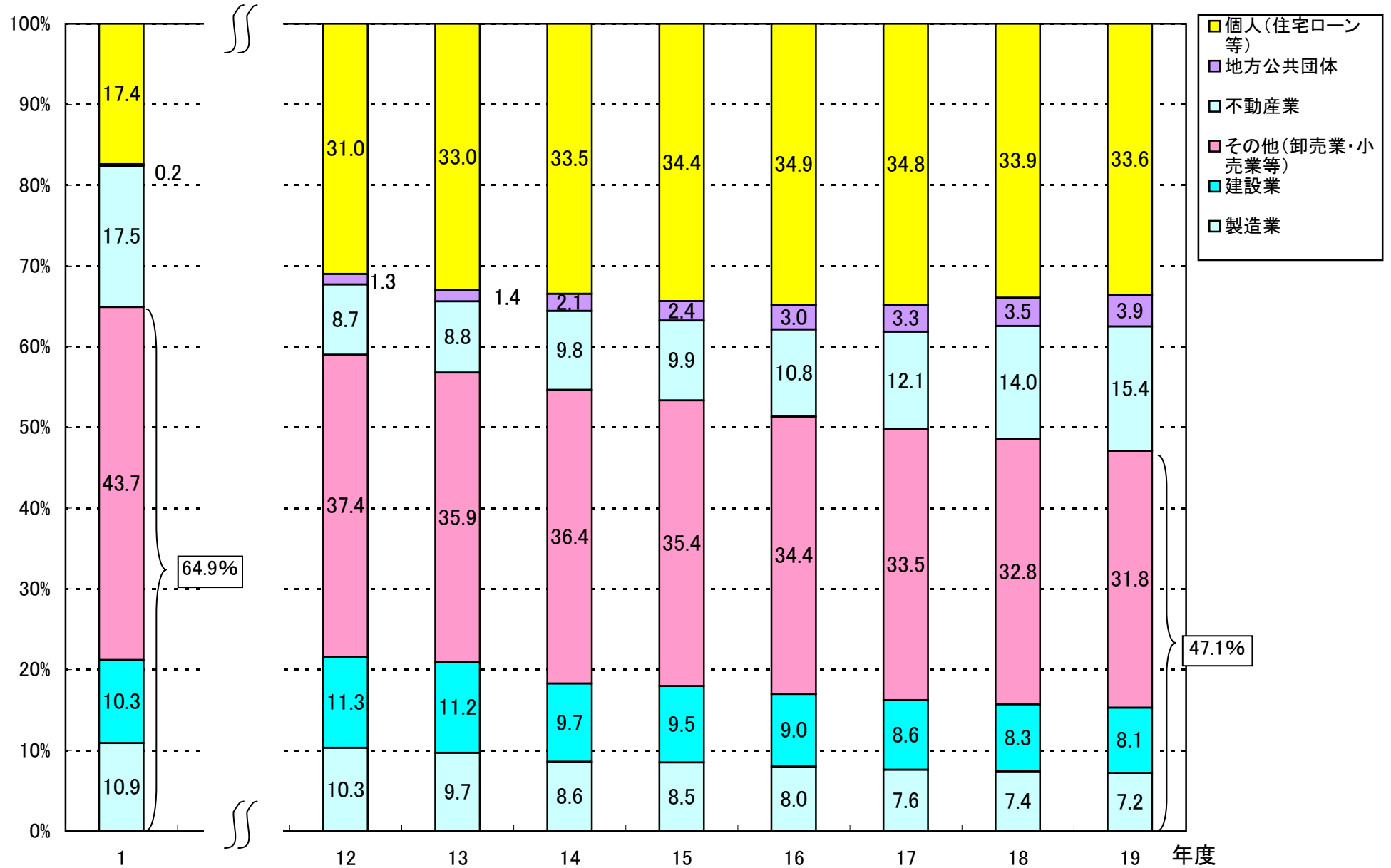
(注) 1. 中小企業向け貸出残高とは、資本金3億円<1億円>（卸売は1億円<3,000万円>、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円<1,000万円>）以下、または常用従業員300人（卸売業、サービス業は100人<サービス業は50人>、小売業、飲食店は50人）以下の企業（法人及び個人企業）への貸出しを指す。<>内は2000年3月以前の定義を指す。  
 2. 信用金庫における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体、海外円借款、国内店名義現地貸を除く貸出残高。3. 信用組合における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体などを含む総貸出残高。4. 政府系金融機関＝商工組合中央金庫＋中小企業金融公庫＋国民生活金融公庫 5. 各年12月の貸出残高及びその割合。6. 消費者金融は各年度末残高。10年3月末は集計されていない。

# 信用金庫の業種別貸出金残高シェア



参考：信金中金総合研究所ホームページ「信用金庫概況」（再編加工）、全国信用金庫協会調べ  
 (注) 1. その他には卸売業・小売業・飲食店等の業種を含む。 2. 個人は主に住宅ローン及びカードローン。

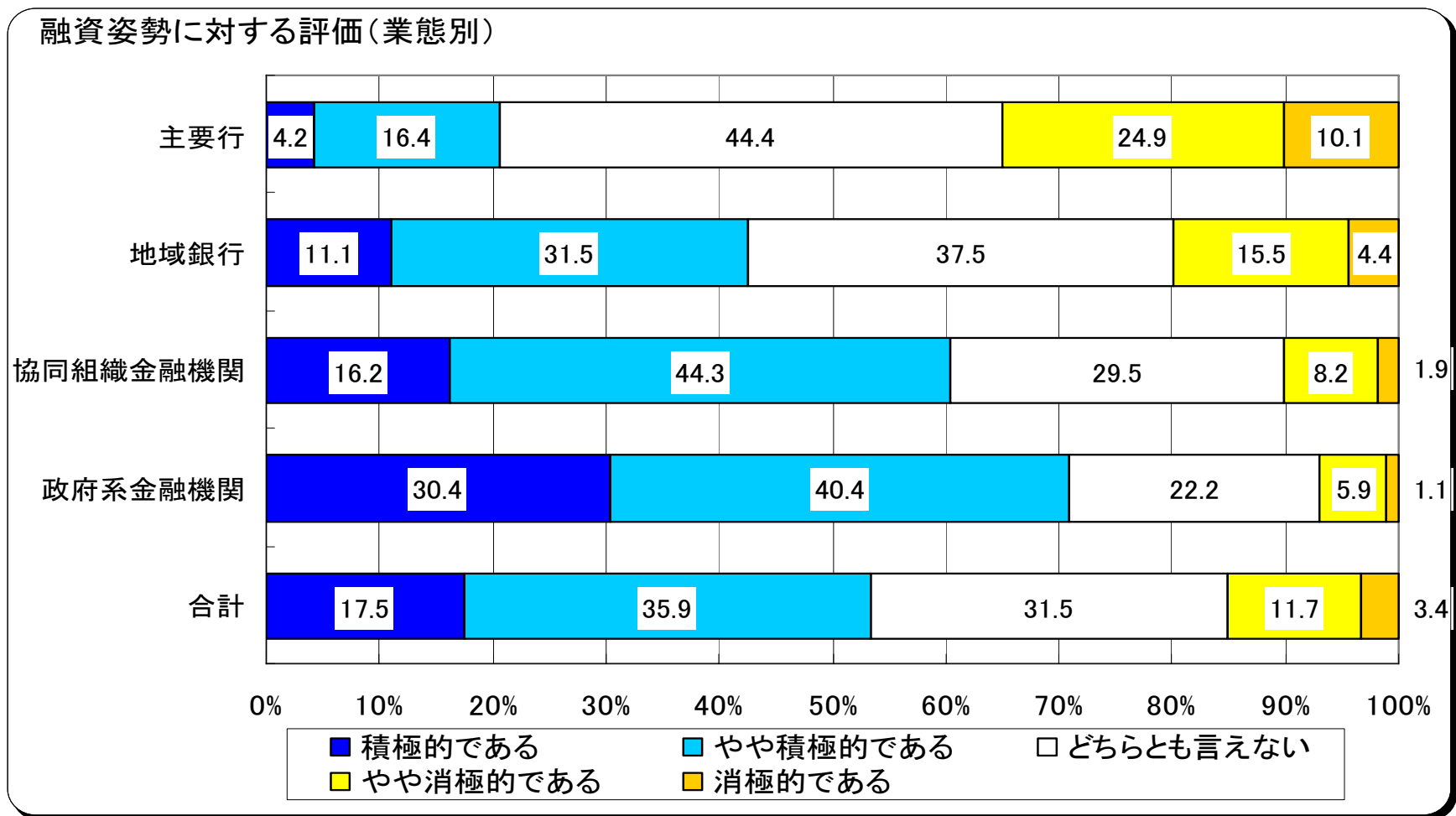
# 信用組合の業種別貸出金残高シェア



参考：全国信用組合中央協会調べ。

(注) 1. その他には卸売業・小売業・飲食店等の業務を含む。 2. 個人は主に住宅ローン及びカードローン。

## 中小企業への融資姿勢に対する評価(業態別)

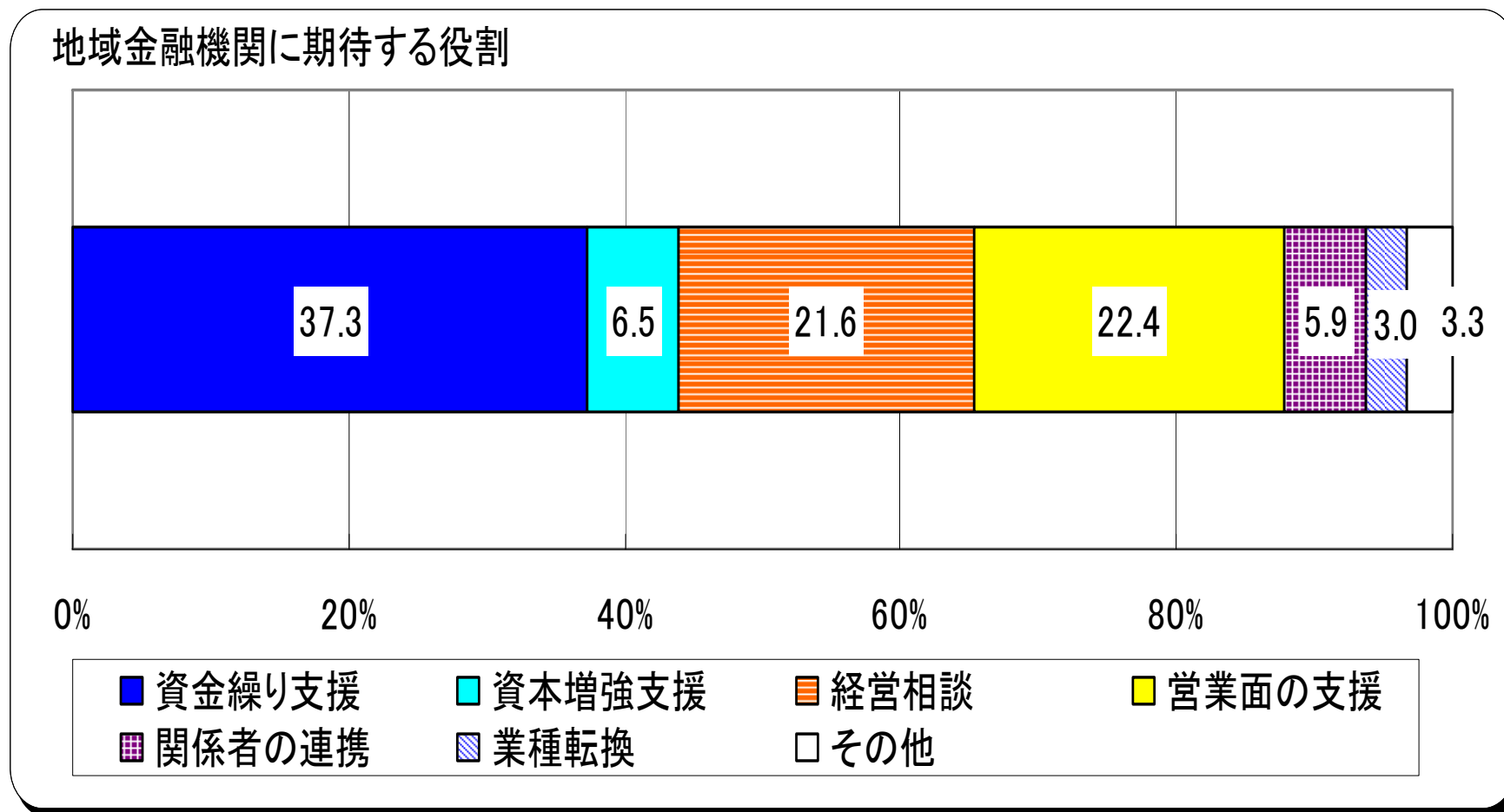


資料:金融庁公表資料(平成 20 年9月 30 日)

全国の財務省を通じて、各地域の商工会議所の経営指導員等469名を対象に聴き取り調査を実施。

(注)「合計」は各業態の回答を単純合計したもの。

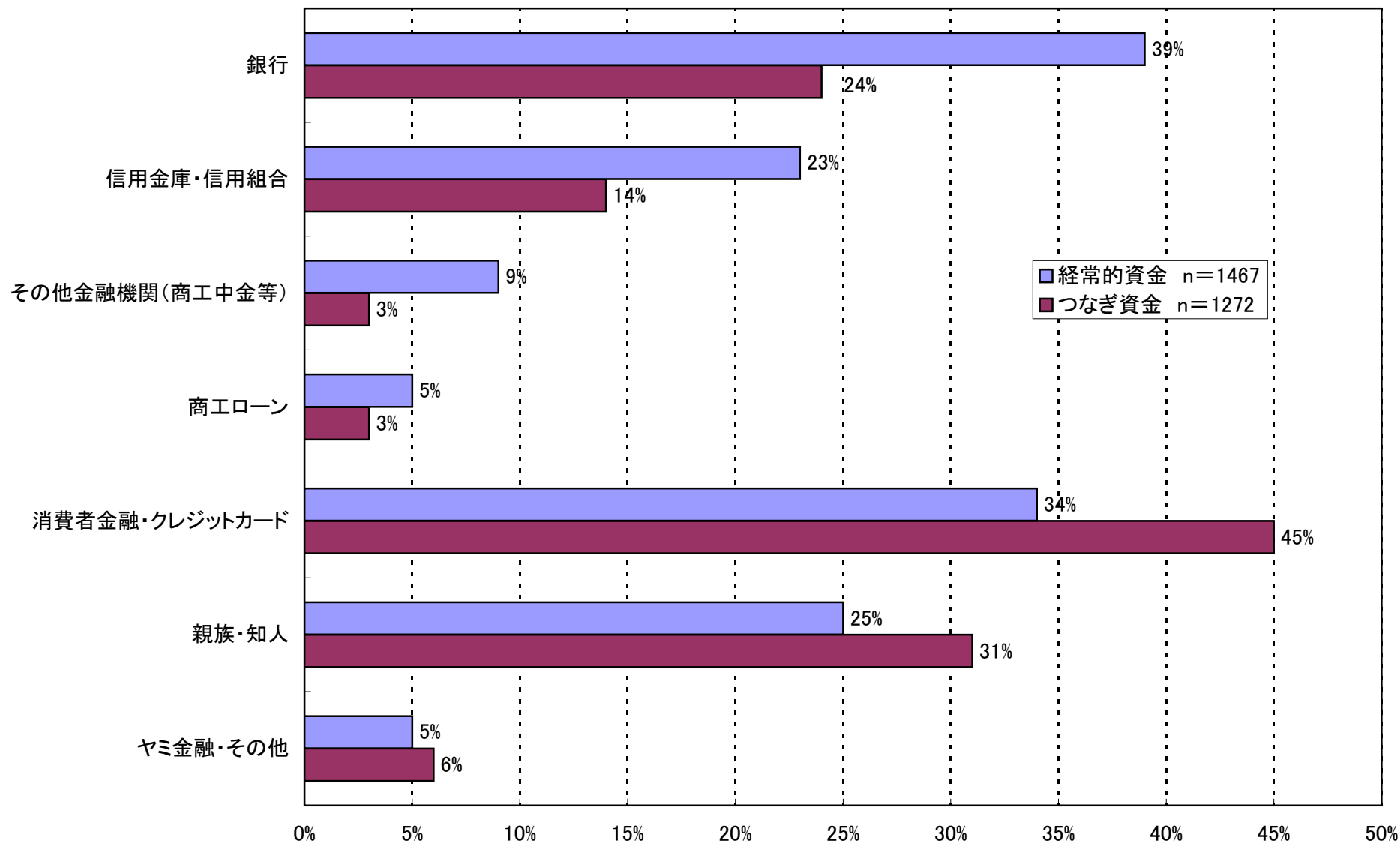
## 地域金融機関に期待する役割の具体的な内容



資料：金融庁公表資料(平成 20 年9月 30 日)

全国の財務局を通じて、各地域の商工会議所の経営指導員等469名を対象に聴き取り調査を実施。

直近1年間で零細企業主が利用した借入期間別の資金調達先(重複回答)



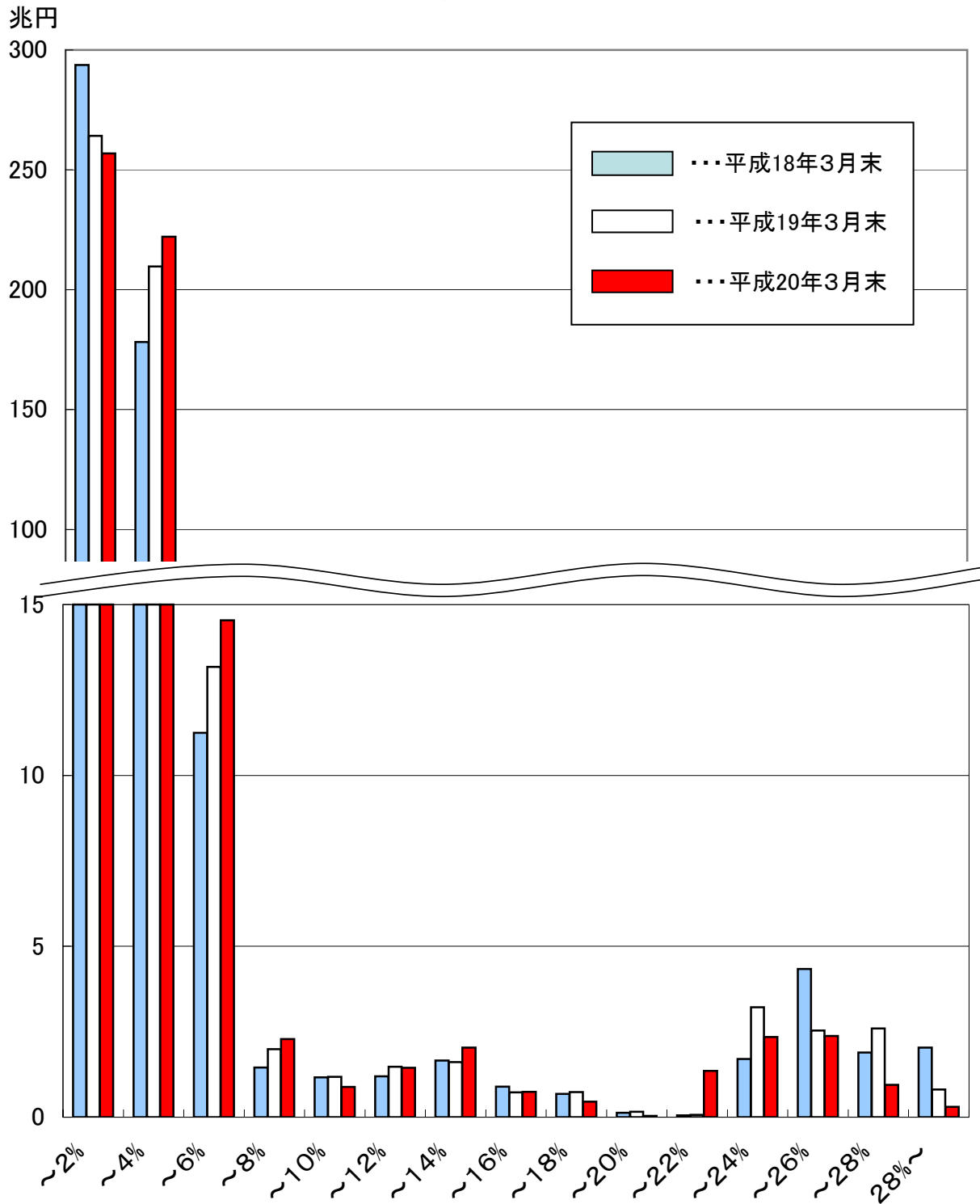
(注) 「調達する必要はなかった」とするサンプルを除外して集計。調査時点は2008年5月。

(資料提供) 東京情報大学准教授 堂下 浩氏

※上記の図は堂下准教授の論文「貸金3法改正後の課題」(参考資料参照)より



## 金利帯別貸付残高の比較



※1 グラフは、国内銀行（日本銀行と取引のあるもの）、信用金庫（城南信金除く）、信用組合、消費者向無担保貸金業者、事業者向貸金業者の貸付残高を合算したものの。

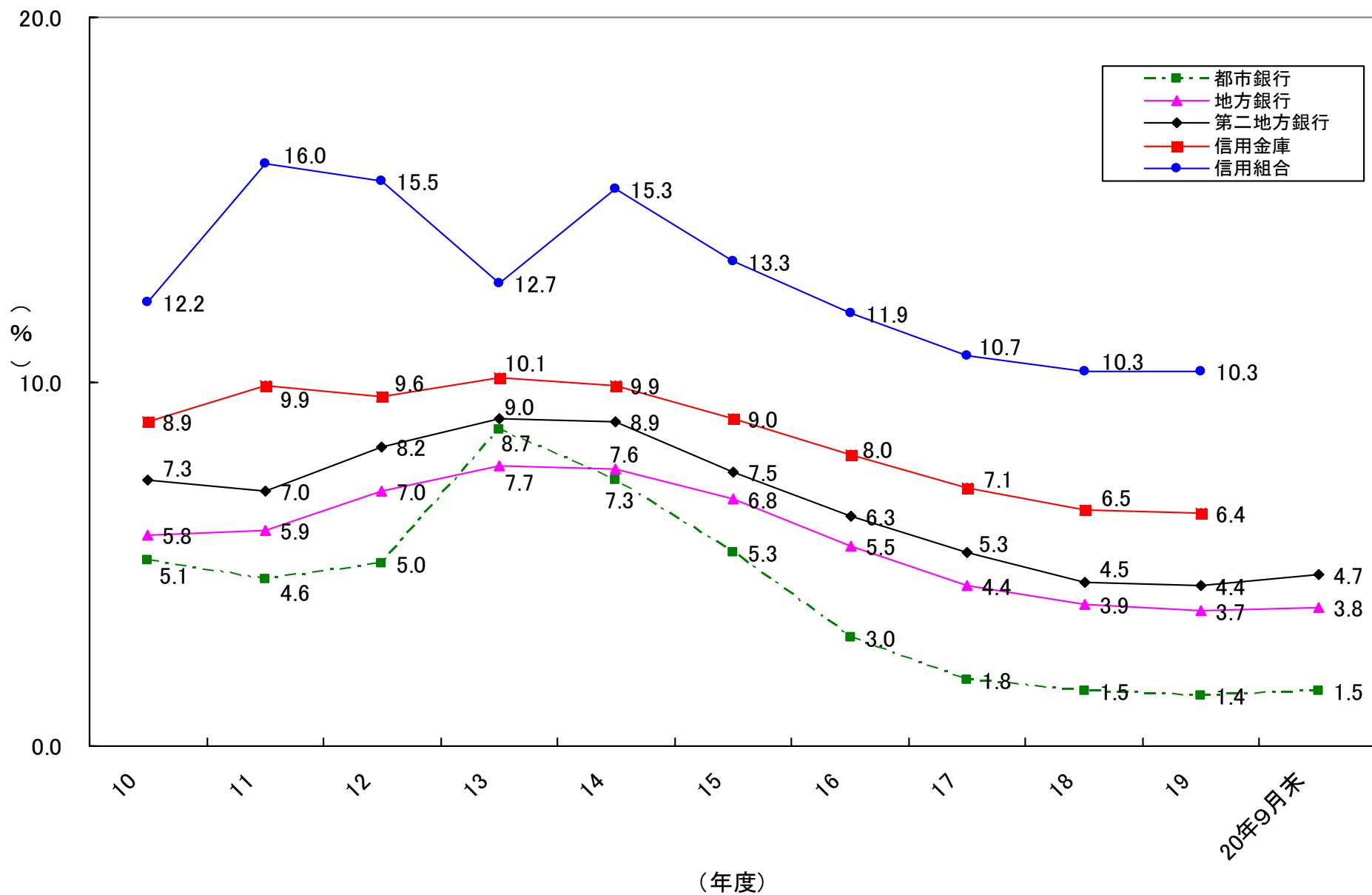
※2 国内銀行、信金、信組の金利帯別貸付残高は「%未満、%以上」により分類されているのに対し、貸金業者の金利帯別貸付残高は「%以下、%超」により分類されている点に留意。

出典：日本銀行統計、全国信用金庫財務諸表、全国信用組合決算状況、貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成

## 多重債務者に対する生活支援貸付の事例について

	岩手県信用生協 (消費者救済資金貸付制度)	グリーンコープ生協ふくおか (生活再生貸付事業)	グリーンコープ生協くまもと (生活再生貸付事業)
概要	岩手県内市町村が金融機関に資金を預託、金融機関から信用生協に融資を行い、信用生協が多重債務者に対して <u>生活再生のためのカウンセリング</u> を伴う融資を実行。弁護士会等とも連携。	生活費、借金返済のための資金の貸付を実施。 <u>定期的な面談により、債務者の家計管理をフォロー</u> する。 グリーンコープ生協ふくおかが福岡県との協働事業として開始。現在、山口、大分の各生協においても実施。	
貸付原資	組合員の出資金に加え、県内の9金融機関が県内34市町村の預託等に基づき、生協に融資。	組合員の出資金が原資。	組合員の出資金が原資。
貸付対象	組合員	組合員及び福岡県民 (福岡県との協働事業のため員外利用も可)	組合員
貸付条件	貸付限度額: 500万円 貸付利率: 9.41% (連帯保証人(原則として家族)を立てることが条件)	貸付限度額: 原則として150万円 貸付利率: 9.5% (連帯保証人(原則として家族)を立てることが条件)	貸付限度額: 原則として150万円 貸付利率: 9.5% (連帯保証人(原則として家族)を立てることが条件)
実績等	残高件数: 3,415件(2009年2月時点) 貸付残高: 47億9,941万円 貸倒れ率: 0.2~0.3%程度	貸付件数: 147件 貸付総額: 1億4,083万円 貸倒れ実績: なし (2006年8月~08年6月の累計)	・貸付件数: 16件 ・貸付総額: 1,080万円 ・貸倒れ実績: なし (2008年4月~09年2月の累計)

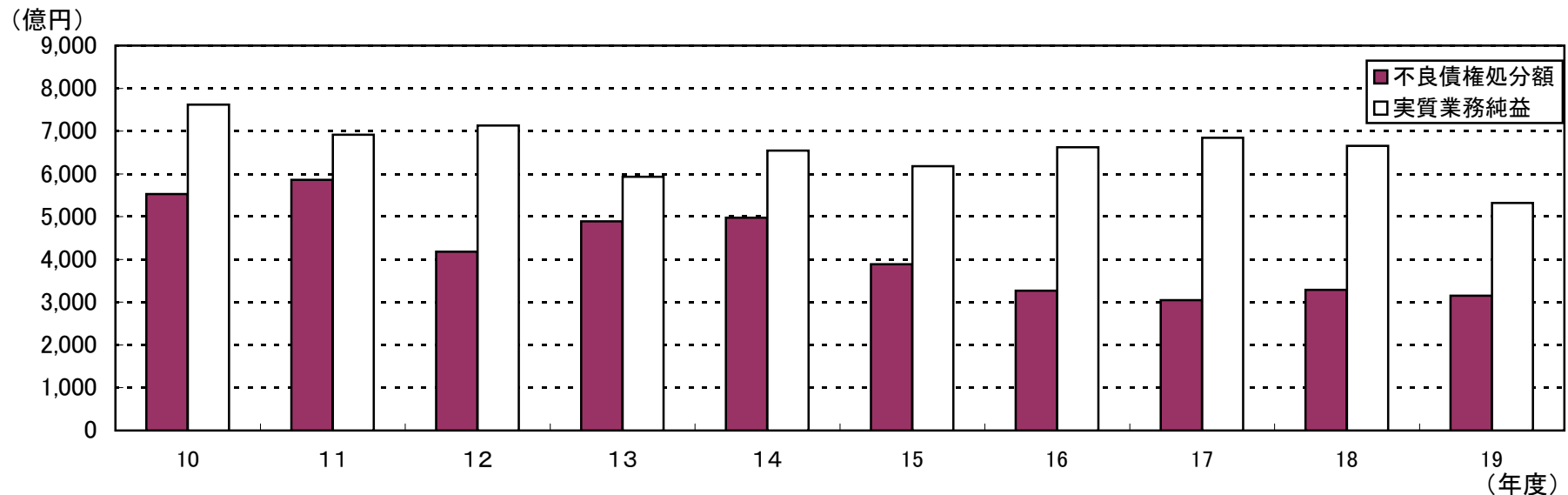
# 業態別不良債権比率の推移



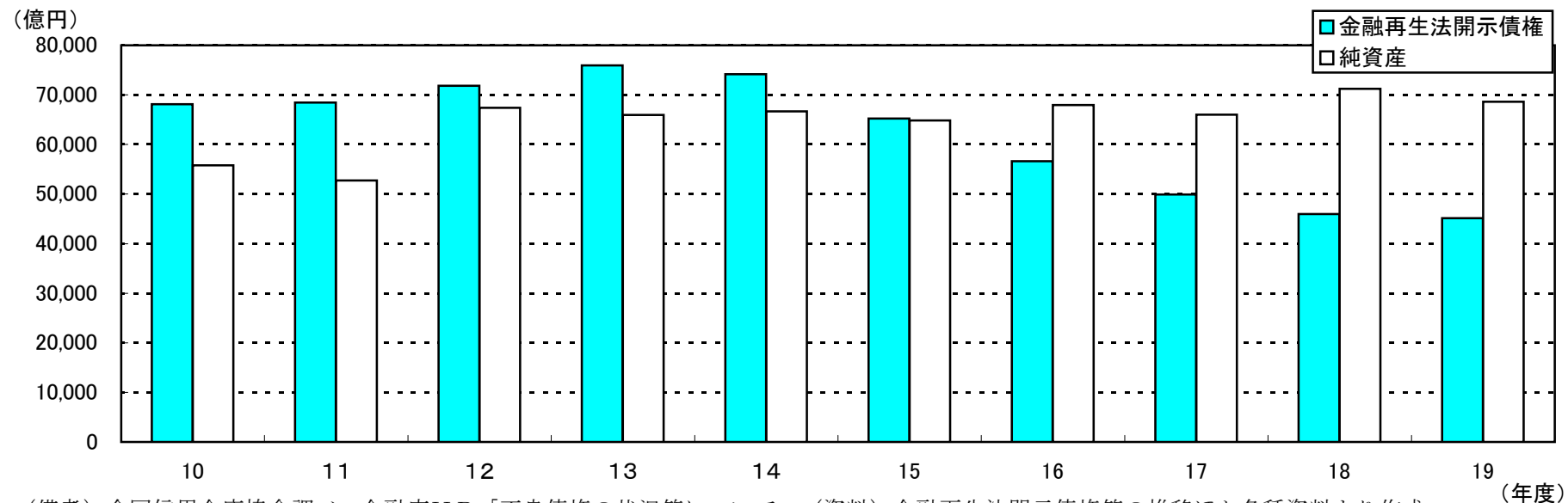
(参考) 金融庁HP「不良債権の状況等について」 (資料) 金融再生法開示債権等の推移

# 信用金庫の不良債権処分額等の推移

## ①不良債権処分額及び実質業務純益の推移



## ②金融再生法開示債権及び純資産の推移



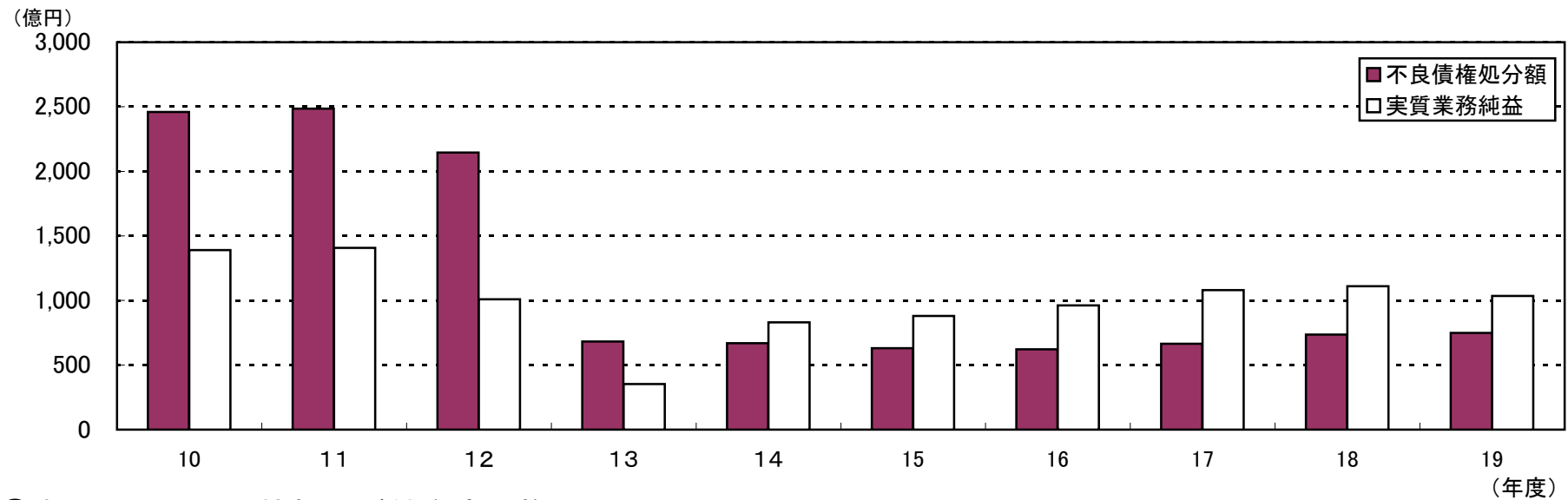
(備考) 全国信用金庫協会調べ、金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料)金融再生法開示債権等の推移ほか各種資料より作成。

(注1) ①表：不良債権処分額＝一般及び個別貸倒引当金純繰入額＋貸出金償却（＋（信金中金の場合）特定海外債権引当勘定繰入額）

(注2) 12年度以降は信金中金の数値を含む。

# 信用組合の不良債権処分額等の推移

## ①不良債権処分額及び実質業務純益の推移



## ②金融再生法開示債権及び純資産の推移



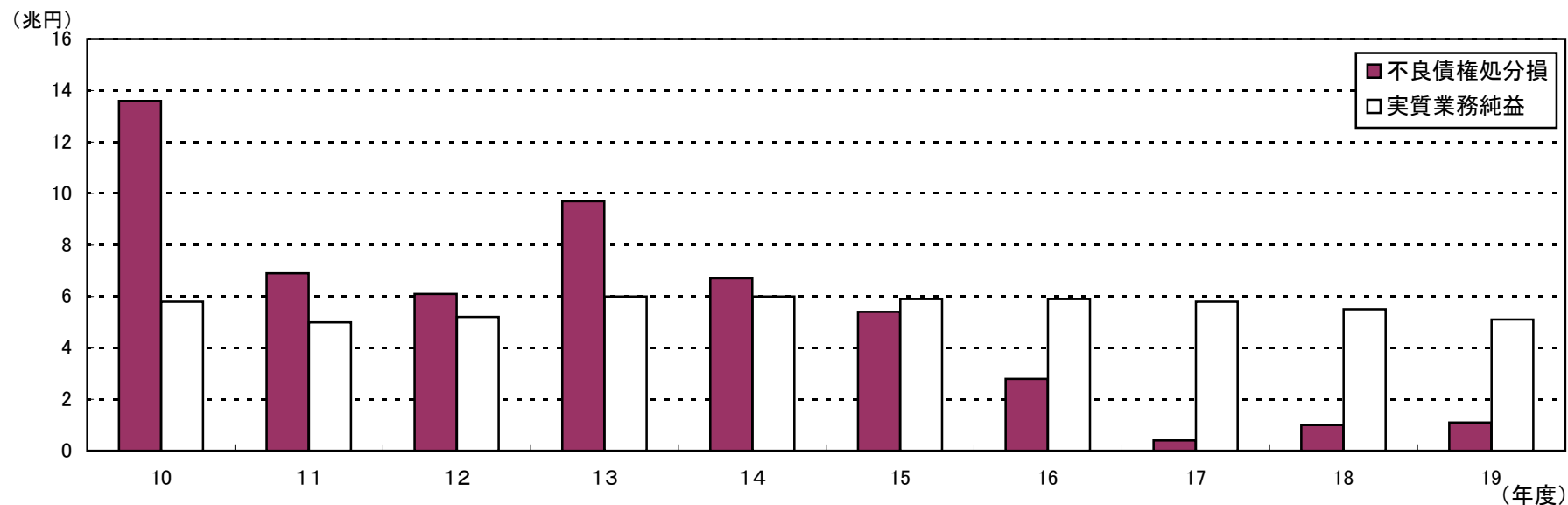
(備考) 全国信用組合中央協会調べ、金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料) 金融再生法開示債権等の推移ほか各種資料より作成。

(注1) ①表：不良債権処分額＝一般及び個別貸倒引当金繰入額＋貸出金償却

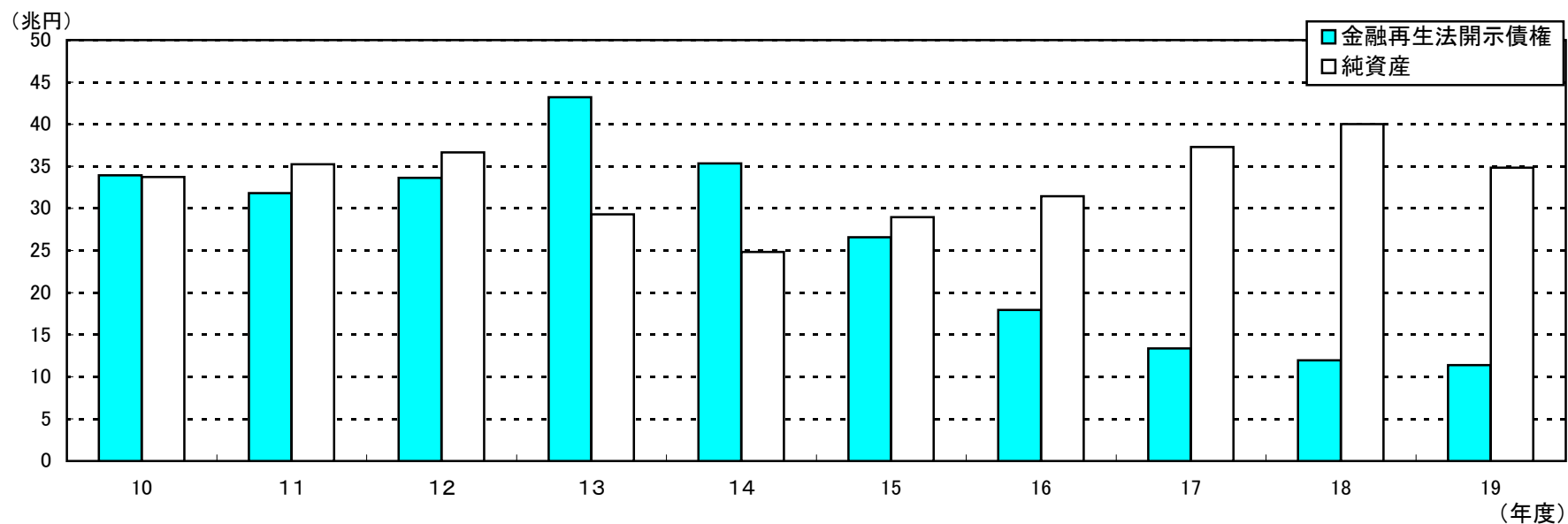
(注2) 12年度以降は全国信用組合連合会の数値を含む。

# 全国銀行の不良債権処分損等の推移

## ①不良債権処分損及び実質業務純益の推移



## ②金融再生法開示債権及び純資産の推移



(備考) 金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料) 金融再生法開示債権等の推移、『全国銀行財務諸表分析』より作成。

# 金融機関のバランスシート(イメージ)

通常

資産	負債
証券等	預金
貸出	自己資本

不良債権処理時

資産	負債
証券等	預金
貸出	自己資本
個別貸倒引当金 (△)	

↑ ↑

資産	負債
証券等	預金
貸出	自己資本
個別貸倒引当金 (△)	

↑ ↑

資産	負債
証券等	預金
貸出	自己資本
個別貸倒引当金 (△)	

① 貸出の不良債権化で個別貸倒引当金が増加し、自己資本が低下

② 担保価値の低下等により、さらに個別貸倒引当金が増加し、自己資本が低下

③ 自己資本比率の低下により、金融機関のリスクテイク能力も低下。結果として、新規貸出が困難に

# 協同組織形態の金融機関の

## あり方について (抜粋)

— 金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告 —

平成元年 5 月 15 日



はじめに

金融の自由化・国際化の進展等、金融環境が変化する中で我が国の金融制度のあり方を検討するため、昭和60年9月、金融制度調査会の下に、「専門金融機関制度をめぐる諸問題研究のための専門委員会（制度問題研究会）」が設置され、長期信用銀行制度、信託銀行制度、外国為替専門銀行制度及び相互銀行制度等のあり方について審議が行われ、昭和62年12月、報告が取りまとめられた。

この報告を受けて、昨63年2月には、金融制度第一委員会及び金融制度第二委員会が設置され、金融制度をめぐる諸問題についてさらに検討を深めることとされた。

当金融制度第一委員会は、相互銀行制度及び協同組織形態の金融機関に係る制度のあり方について検討を行うこととされ、このうち、相互銀行制度のあり方については、昨年5月に当委員会としての報告をとりまとめたところである。

これに引き続いて、昨年10月からは、協同組織金融機関のあり方について検討を開始し、これまでに8回の審議を行ってきた。この間、当委員会においては、業界を代表する4人の委員及び5人のその他の委員から意見の聴取を行った。

また、協同組織金融機関のあり方に関する検討の一環として、昨年12月、上部組織としての連合組織の機能の充実について検討を行うための作業部会を設置し、各連合組織を代表する4人の委員からの意見の聴取を含め、計7回の審議を行ったところである。

本報告は、当委員会及び作業部会でのこれまでの審議を踏まえ、協同組織金融機関のあり方に関する基本的な考え方に焦点を合せて、現段階における中間的な取りまとめを行ったものである。

なお、業務範囲の拡大等具体的な事項については、今後、引き続き検討を行うこととしている。

## 目 次

第1章 協同組織金融機関の基本的あり方	
第1節 協同組織金融機関の現状	1
第2節 中小企業、農林漁業者、個人等に対する専門金融機関 の必要性	2
第3節 協同組織形態を採ることの意義	4
第4節 金融環境等の変化と協同組織金融機関のあり方	5

第2章 協同組織金融機関の業務のあり方	
第1節 預金及び貸出業務	7
第2節 その他の金融業務	8
第3節 協同組織金融機関と一般の金融機関との同質化	9

第3章 協同組織金融機関の組織のあり方	
第1節 問題の所在	10
第2節 基本的考え方及び検討の方向	10

第4章 連合組織の役割及び連合組織の機能のあり方	
第1節 連合組織の役割	12
第2節 連合組織の機能のあり方	13

## 第5章 合併・転換

第1節 合併	15
第2節 転換	17

(別添) 全国信用金庫連合会の債券発行について

## 第1章 協同組織金融機関の基本的あり方

### 第1節 協同組織金融機関の現状

1. 協同組織金融機関として、我が国には、信用金庫、信用組合、労働金庫及び農林系統金融機関の4つの業態が存在している。

これらの業態に属する各金融機関は、会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人とされており、この点において、株式会社形態を採っている一般の金融機関と比較して独自の性格を有している。

2. 他方、これらの金融機関は、それぞれ次のとおり、その主たる活動分野を異にしている。

信用金庫	中規模ないし小規模零細企業金融、個人金融
信用組合	
地域信用組合	小規模零細企業金融、個人金融
業域信用組合	小規模零細企業金融
職域信用組合	個人金融
労働金庫	個人金融（労働者団体及びその構成員を含む 広義の個人）
農林系統金融機関	農林漁業金融、個人金融

3. 協同組織金融機関は、そもそも中小企業、農林漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるよう

にすることを目的として設立されたものである。

しかしながら、近年、資金不足状態が緩和されるとともに、大企業の資金調達で直接金融に移行している状況の下で、中小企業、農林漁業者、個人等、元来、協同組織金融機関が専門としている分野において、一般の金融機関が急速に貸出を伸ばしており、協同組織金融機関の存在意義及び今後におけるその役割について、改めて検討を行うことが求められている。

### 第2節 中小企業、農林漁業者、個人等に対する専門金融機関の必要性

1. 中小企業、農林漁業者、個人等、協同組織金融機関の主たる活動分野において、一般の金融機関の貸出が拡大していることは前述したとおりであり、これらの分野における協同組織金融機関の貸出のシェアは低下しているが、それは他の業態の貸出の伸びが協同組織金融機関のそれを上回ったことに起因するものであり、これらの分野における協同組織金融機関の貸出は着実に増加するとともに、そのシェアも依然として高い水準にあることを考慮すると、これらの分野における貸し手としての協同組織金融機関の重要性は、引き続き大きいものがある。

2. 今後、我が国経済の内需主導型成長への転換・定着が展望される中で、我が国経済における中小企業の重要性は一層増大している。こうした中小企業にとっては、経済の構造転換に対応するための技術開発や設備投資の推進が課題になっている。

農林漁業の分野においても、国際化に対応して生産体制の再編成等を推進し、その健全な発展を図ることが重要な課題となっている。

個人の分野においても、住宅をはじめ、多様化する消費者のニーズに的確に対応し、豊かな国民生活の実現を図ることが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、中小企業、農林漁業者、個人等の分野において、円滑な資金の供給等多様な金融サービスの提供を確保することが引き続き重要である。

3. 以上のような事情に加え、さらに次の諸点を考慮すると、中小企業、農林漁業者、個人等の分野において十分な金融サービスを確保するため、これらの分野を専門とする金融機関の存在は、今後とも必要であると考えられる。

(1) 金融機関の経営の効率化が進められる中で、中小企業、農林漁業者、個人等の分野においては、貸付規模が比較的小口であること、及びリスク判断において個別の事情を斟酌する必要があることなどの理由から、円滑な金融の確保のためには、一般の金融機関に加えて、これらの分野を専門とする金融機関の必要性が高いと考えられること。

(2) 中小企業、農林漁業者、個人等の分野は、取引先が多数にのぼることに加え、その金融ニーズも個々の事情に即し極めて多様であり、一般の金融機関のみでは、十分な対応が困難と考えられること。

(3) 金融情勢の如何にかかわらず、中小企業、農林漁業者、個人等に対する安定的な資金供給を確保する必要があり、こうした観点からも、これらの分野を専門とする金融機関を存置する必要性が高いと考えられること。

4. なお、上述のような金融機関の専門分野については、他の金融機関が当

該専門分野に参入することが排除されているわけではない。したがって、金融の効率化を推進するという観点からみても、このような「対象の専門性」による専門金融機関が存在することが、金融機関相互間の競争を制限することにはならないと考えられる。

### 第3節 協同組織形態を採ることの意義

中小企業、農林漁業者、個人等の分野を専門とする金融機関が協同組織形態を採ることは、以下の諸点にかんがみ、十分合理性を有するものと考えられる。

#### (1) 利用者ニーズへの的確かつきめ細かな対応

協同組織金融機関は地縁・人縁を基盤としていることから、利用者である会員・組合員のニーズの把握が容易であり、また非営利の相互扶助組織であって、業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮されることから、利用者ニーズに即したきめ細かな金融サービスの提供が可能となる。

#### (2) 長期的な観点に立った適切な金融仲介機能の発揮

協同組織金融機関にあつては、資金の借り手は原則として会員又は組合員であり、貸し手である金融機関との間に強い密着性又は連帯が存在するため、貸出を行う際、長期的な観点から、借り手の立場に立った幅広い与信判断がなされることが期待される。

なお、中小企業、農林漁業者、個人等の分野を対象とする協同組織形態の専門金融機関にあつては、当該専門分野への他の金融機関の参入が排除され

ておらず、他方、相互扶助組織として税制等の面で一般の金融機関に比べて有利な扱いがなされている。

#### 第4節 金融環境等の変化と協同組織金融機関のあり方

1. 経済の安定成長への移行等に伴い、資金不足の状況は大幅に改善されており、その意味で近年の社会経済情勢及び金融環境は、協同組織金融機関が相互扶助の理念に基づいて創設された当時とは相当変化してきているという指摘がある。

しかしながら、前2節で述べたような事情は、今後の一層の金融の自由化とこれに伴う金融機関の経営の効率化を展望すると、今後とも続くものと予想され、中小企業、農林漁業者、個人等の分野を専門とする協同組織金融機関は引き続き存在意義を有していると考えられる。

2. 協同組織金融機関が、中小企業、農林漁業者、個人等の金融の分野において、その役割を十分に果たしていくためには、協同組織形態を採っていることの特質を発揮し、会員又は組合員のニーズに対応して、預金、貸出業務に加え、情報提供や経営指導・相談業務等幅広いサービスの提供に努めることが肝要である。また、金融の自由化の進展等、金融環境が変化する中で、こうした変化に適切に対応するため、協同組織金融機関においても、経営基盤の強化、競争力の確保を図るための自己努力を積み重ねることが必要である。

3. 地域を基盤とする金融機関としては、地方銀行及び相互銀行があるが、

協同組織金融機関も、会員又は組合員となりうる者の地域的範囲を限定するため、「地区」を定めることとされており、その意味で、多かれ少なかれ、地域を基盤とする金融機関の性格を有している。中でも、信用金庫、地域信用組合及び農林系統金融機関は、その性格が強い。

これらの地域を基盤とする金融機関は、地域から資金を吸収し、それを地域に還元するという役割を担っており、地域経済の活性化・個性化が我が国の重要な課題とされる中、その役割は一層増大していくものと考えられる。

# 貸金3法改正後の課題

## ヤミ金被害や零細企業への影響監視を

### 高リスクの資金供与が急減

2006年12月、多重債務対策を目的とする貸金3法（貸金業法・利息制限法・出資法）が国会を通過した。上限金利は遅くとも2010年までに29・2%から20%に引き下げられる

が、これを見越して貸金業者は与信基準の厳格化を進め、相対的にリスクの高い顧客層への資金供与量が急減している。図1は大手消費者金融7社による残高（月末）と新規成約率（月間）の推移を示したものである。貸金3法の国会通過後、残高と新規成約率は

横這いから減少へと一気に転じた。審査の厳格化により新規成約率は55%近傍から30%程度まで落ち込み、残高も8兆5千億円から6兆4千億円に減少した。

### アンケート結果が示す現実

①銀行カードや親族等からの借入急増  
信用収縮が進む消費者金融市場を資金需要者側から把握するために、筆者らは2008年5月と2007年5月に利用者アンケート調査を実施した。本稿では両年度の調査を比較分析し、消費者金融利用者の属性や債務行動に

関する速報値を報告する。

本調査では消費者金融の現在利用者による借入残高や家計などを調べた。08年と07年の調査結果を比較すると、現在利用者の個人年収は平均値で07年の397万円（n=3873）から08年では435万円（n=3349）に上昇。同様に世帯年収も583万円（n=4390）から656万円（n=3709）に上昇。また、預貯金額は126万円（n=4349）から317万円（n=3703）に上昇した。前年に比べ利用者の個人年収、世帯年収、そして預貯金額が軒並み上昇した

理由として、法改正により審査の厳格化が進み、信用リスクの高い利用者が市場から排除された結果と考えられる。

同様の現象は、消費者金融利用者から利用している借入平均残高の変化からも示される。図2は消費者金融利用者

が他に借り入れているローン利用率（08年）と、その利用者の借入平均残高の変化（07年と08年）を示したものである。同図によると、消費者金融会社からの借入残高の平均値は116万円から100万円に減少。また、消費者金融と同様に総量規制の対象であるクレジットカード会社キャッシングの借入残高も89万円から83万円に減少。さらに、住宅ローンに至ってはわずか1年間で2232万円から197万円から197

図1 消費者金融大手7社による残高（月末）と新規成約率（月間）の推移

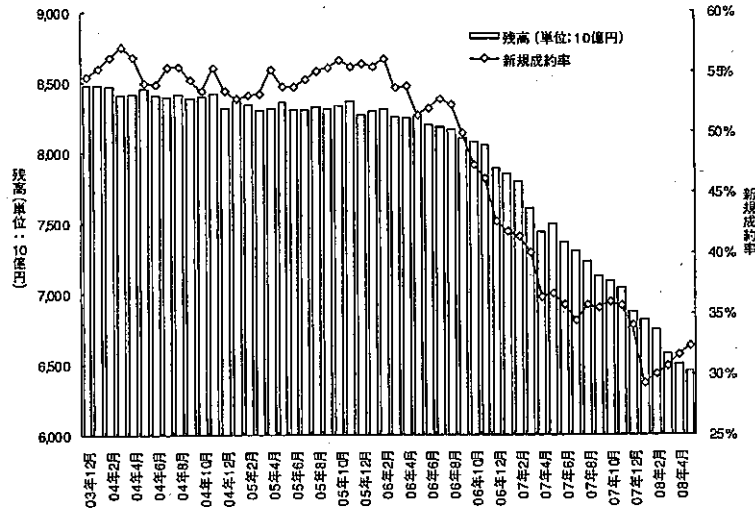
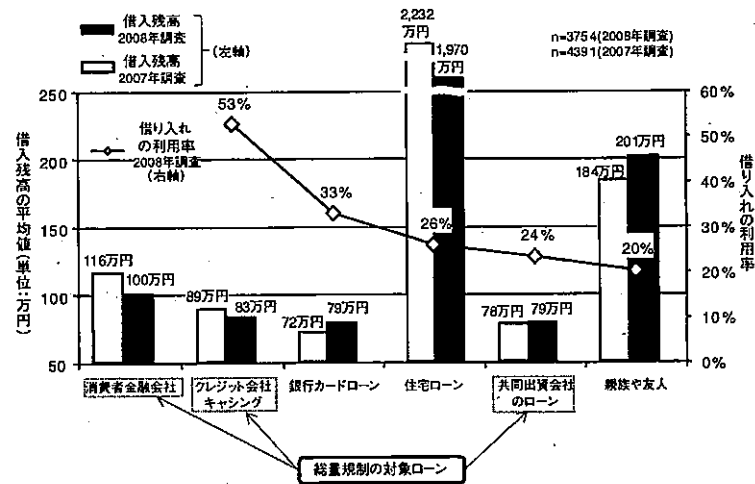
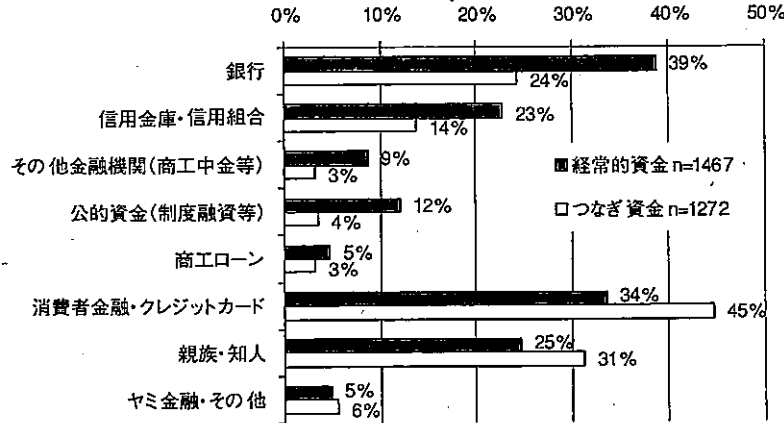


図2 消費者金融利用者の借り入れの利用率と残高推移（重複回答）



116万円、100万円、89万円、83万円、72万円、79万円、78万円、79万円、2017万円、184万円、20万円、20%、24%、28%、33%、53%、総量規制の対象ローン

図5 直近1年間で零細企業主が利用した借入期間別の資金調達先（重複回答）



注意: 「調達する必要はなかった」とするサンプルを除外して集計。

借入を増やしたと考えられる。次に、ヤミ金融との接触状況について調べた。図4は消費者金融会社への借入申込時の対応別に調べ、その割合を07年と08年で比較した結果である。07年と08年を比較すると、ヤミ金融と接触する割合は「断られた」人で26%から32%に、「希望額の融資を受けられなかった」人で27%から34%に、そして「保証人や担保を求められた」人で27%から42%にそれぞれ上昇した。今日、多重債務者も含めた個人を狙ったヤミ金融被害の増加を懸念する報道が見られるが、本調査結果は信用収縮が急速に進む中、ヤミ金融被害が増加傾向にあることを裏付けた。従前、筆者はヤミ金融接触者の特徴としてバランスの欠いた心理能力を挙げてきた。しかし、必要

に迫られた資金需要者がやむなくヤミ金融と接触する事例も増えたと推測できる。

③中小零細企業の資金繰りも硬直化  
 事業者金融分野における法改正の影響として中小零細企業の資金繰り悪化による倒産急増を危惧する報道が顕著になってきた。そこで、筆者らの研究グループは零細企業の貸金利用実態を把握するためにアンケート調査を行った。図5は直近1年間で資金調達先を行った従業員5人以下の零細企業が利用した調達先を、「経常的資金」と「つなぎ資金」に分けて集計した結果である。同図によると、経常的資金の調達先として、銀行が39%、消費者金融・クレジットカードが45%、親族・知人が25%と上位を占める。また、つなぎ資金の調達先としては、消費者金融・クレジットカードが45%、親族・知人が31%、銀行が24%となる。

図3 「希望通りの融資を受けられなかった人」が講じた資金使途別の対応(重複回答)

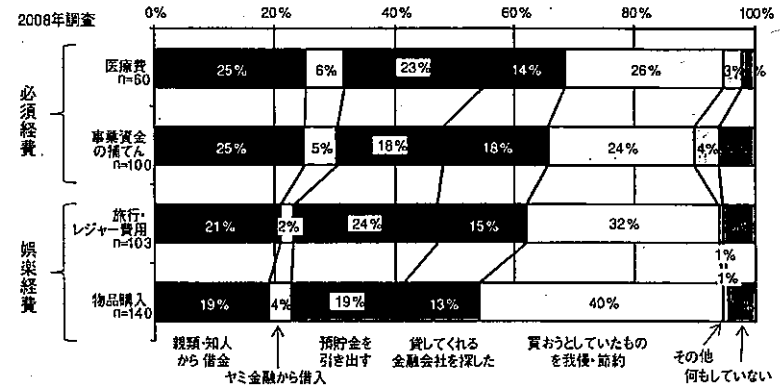
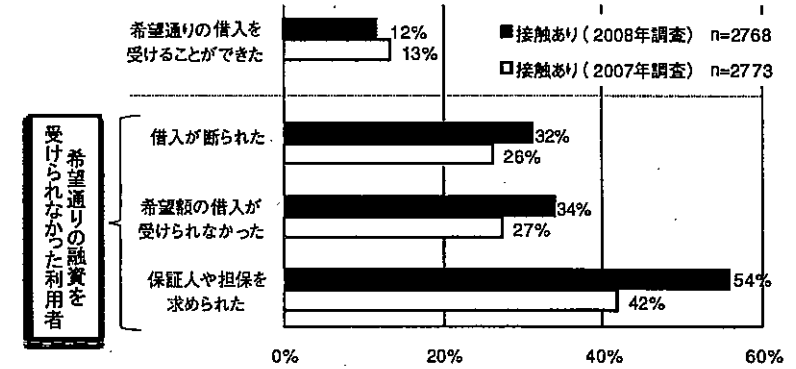


図4 申込時の対応別ヤミ金融と接触した割合の2008年と2007年比較(重複回答)

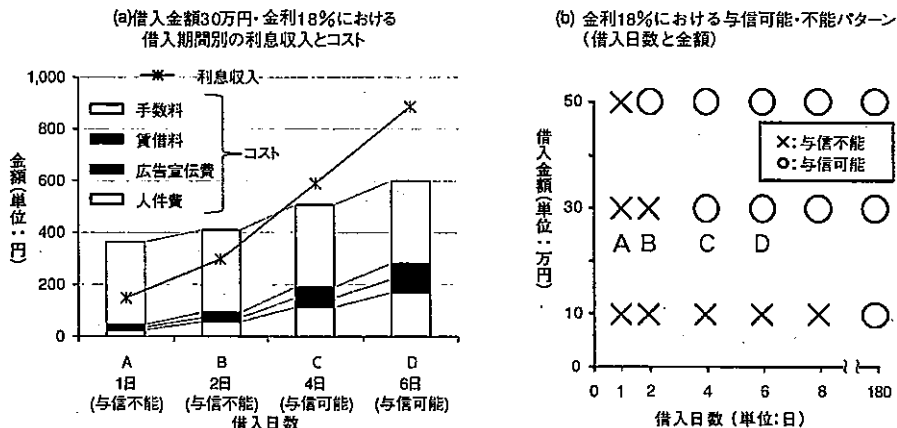


②融資拒絶後はヤミ金融に接触か  
 アンケート調査では直近1年間に消費者金融へ融資を申し込んだ結果、「希望通りの融資を受けられなかった人」を抽出し、その資金使途と融資拒絶後に講じた対応を尋ねた。その結果、利用者の債務行動を必須経費と娯楽経費に分けると、融資拒絶後の対応に差が見られた。図3は「希望通りの融資を受けられなかった人」が融資拒絶後に講じた対応の分布である。同図によると、必須経費である「医療費」と「事業資金の補てん」では、「親族・知人からの借金」、「ヤミ金融からの借入」の割合が高くなる。一方、娯楽経費である「旅行・レジャー資金費用」と「物品購入」では、「買おうとしていたものを我慢・節約」の割合が高い。我慢・節約で対応できない必須経費を賄うために、消費者金融会社から与信枠を圧縮された利用者はその代替として親族・知人やヤミ金融からの



どうも、ひろし  
1964年生まれ。早稲田大学理工学部卒。米テキサス大でMBA(経営学修士)を取得。三菱総合研究所、ジャフコなどを経て、東京情報大学総合情報学部准教授。早稲田大学客員教授。総合情報学博士。

図6 与信不能となる少額短期融資(「貸し倒れなし」、「仕入れコストなし」と仮定)



注意: 実際には、貸出残高に対して貸倒れ率8~10%、仕入れコスト2~4%程度が上乘せされる。

取引条件を「○」で示した。例えば、金利18%で30万円を1日間貸し付ける場合(図6(a)のA)、上記理由により与信不能となる。そして、金利18%で30万円を4日間貸し付ける場合(図6(a)のC)、利息収入はコストを上回り、与信可能となる。

試算にあたり「貸し倒れなし」、「仕入れコストなし」との前提であるが、実際には大手消費者金融会社の場合、貸出残高に対して貸倒れ率は8~10%、仕入れコストは2~4%程度である。したがって、現実の市場において与信不能となる条件はさらに厳しいはずである。本来、少額短期の借入は

細企業では消費者金融やクレジットカードが経常的資金とつなぎ資金の両面において広く利用されていることが分かる。これは少ない人員での事業上、審査書類作成に資源を割けない分、金利は高いものの機動性を重視して消費者金融やクレジットカードを利用していると考えられる。

今日、貸金業者による貸し渋りに最も直面しているのが零細企業主であるといわれているが、筆者らの利用者調査でも、同様の現状が明らかになっている。したがって、原材料費が高騰する中、零細企業主の与信枠が圧縮されたことで資金繰りに硬直性が増し、倒産に至るケースも増えたと想像できる。

### 信用収縮の影響も分析を

そもそも利息制限法には信用リスクとは別次元で信用収縮を引き起こす欠陥を内包している。利息制限法では「10万円以上、100万円未満の融資」における上限金利は18%となるが、例えば30万円の融資が実行された場合、貸金業者は利用者が4日以上にわたって借り入れない限り、利益を出すことができない。図6(a)は借入金額30万円・金利18%での借入期間別の利息収入とコストの関係を示したものである。同図では、融資期間で4つのケース(A・1日、B・2日、C・4日、D・6日)に分けて、利息収入とコストの関係を示した。ケースCとDでは利息収入がコストを上回り与信は可能となるが、ケースAとBでは利息収入がコストを下回り与信不能となる。

次に、図6(b)では金利18%で与信が不能となる取引条件を「×」、可能な

社会的ニーズが最も多い。しかし上記の通り、厳格な金利規制は少額短期の貸付けを与信不能としている。これも信用収縮の一因として働いている。

今後、法改正による信用収縮の影響についてアンケートやインタビュー調査を通して多面的な角度から把握に努めたい。

- 1 今後の詳細分析を進める過程で、数値を含め調査結果の変更があり得る。
- 2 IIはサンプル数(回答者数)を示す。以下、同様。
- 3 ヤミ金融に接触したものの、実際には借入を行わなかった利用者も「ヤミ金融接触者」に含めた。

- 4 例えば、「毎日新聞(千葉)」「多重債務相談・件数、昨年度3542件で過去最高 背景に闇金融業者急増」(2008年6月20日)など。
- 5 堂下浩「消費者ローン利用者の行動分析」『地銀協月報』全国地方銀行協会、2007年10月。
- 6 2007年度の企業倒産件数は比較可能な2001年度以降で最多となった(帝國データバンク)。
- (i) 「資金供給者アンケート調査」。時期: 2008年7月、対象: 専業大手消費者金融会社7社。なお、新規成約率は大手7社の新規申込数と契約件数から算出。
- (ii) 「消費者金融の利用に関する調査」。時期: 2008年調査は08年5月に実施)、方法: インターネット調査、対象: 調査機関に登録している20歳以上の一般消費者。
- (iii) 「零細企業による貸金利用調査」。時期: 2008年調査は08年5月に実施(2007年調査は07年5月に実施)、方法: インターネット調査、対象: 調査機関に登録している20歳以上の個人事業主と会社経営者。